

原子力損害賠償紛争審査会
会長 内田 貴 様

原子力損害賠償に係る要望書

令和5年7月25日

福島県相馬郡飯舘村長 杉岡 誠

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から12年が経過しましたが、本村の復興は道半ばであり、未だ大きな課題が残っております。

現在、村内居住者1,522人のうち、20代から50代の働き世代は413人、12歳以下の子どもは51人、帰還率としては、25.7%に留まっており、若者世代をはじめとした村内居住者を増やす取組みが急務です。村内居住者を増やすためには、雇用（なりわい）創出が不可欠であり、村の基幹産業である農畜産業の力強い再生、新たな産業創出、企業誘致等の取組みを進めているところです。

また、村内の高齢化率は58.9%を超え、行政における事務のうち、内容の説明や申請、請求等の手続きなど様々な場面において、それぞれの高齢者の実情に合った分かりやすい対応が欠かせません。

令和5年5月1日には、長泥地区の特定復興再生拠点区域及び長泥曲田公園の避難指示が解除されましたが、国有林に囲まれた帰還困難区域全体の避難指示解除には至っておらず、長泥地区の再生と発展に向けた取組みを継続して進めることが必要です。国は、特定復興再生拠点区域復興再生計画から取り残された区域について、「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組みを進めていく。」との方針を示しており、国の責務として、帰還困難区域全体の避難指示解除に向けて、村の実態に寄り添い、総力を挙げた対応が必要不可欠です。

審査会におかれましては、本村の現状を十分ご理解いただき、被災者の実態に即した賠償内容となるように真摯に努めていただきたいと思います。

以上を踏まえて、次のとおり要望いたします。

1 被災者が不利益を被ることのない正確な賠償事務体制の構築について

(1) 正確な賠償事務の遂行、不適切な事案の防止について

「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補」（以下、中間指針第五次追補）に伴う追加賠償の賠償請求事務において、東京電力が請求書やダイレクトメールを誤った住所に送付した事案が発生したことを受け、その原因の究明、再発防止策の構築を東京電力に求めること。

(2) 相談窓口の体制の改善について

「中間指針第五次追補」に伴う追加賠償の受付が開始されて以降、東京電力の賠償相談専用ダイヤルに何度電話しても繋がらないという苦情が多数寄せられている。被災者に多大な手間や負担をかけることのないように、相談窓口の体制の改善を東京電力に求めること。

(3) 個人情報の取り扱いについて

被災者の個人情報に関する取り扱いは、「個人情報保護法」及び関連法に基づき厳格に管理するように東京電力に求めること。

2 被災者それぞれの実情に沿った親身、迅速、丁寧な賠償について

(1) 被災者の実態に見合った賠償

住民や事業者の置かれている状況を十分に踏まえ、混乱や不公平を生じさせないよう配慮しながら、被害の実態に見合った賠償を確実かつ迅速に行わせること。また、帰還や避難生活の長期化等により生じる様々な精神的な苦痛、生活費の増加費用、就労不能に伴う損害等について、地域の実情や個別具体的な事情等に応じた適切な対応を含め、被害者の立場に立った賠償を行わせること。

(2) 被災者に寄り添った丁寧な賠償

高齢者や障がいのある方などが取り残され、請求漏れや請求を諦めるといった事案が発生することのないように、東京電力による損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策「3つの誓い」のとおり、東京電力には請求書の作成や証明書等の提出を積極的に支援させるとともに、請求手続きの煩雑な事項の運用等を常に見直しを行わせること。

(3) 消滅時効への対応

全ての被災者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、賠償請求未了者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、東京電力の「3つの誓い」のとおり、消滅時効特例法の趣旨を踏まえ、将来にわたり消滅時効を援用せず、最後の1人まで賠償を貫徹するよう求めること。

(4) 適時適切な「指針」の見直し

被害者の生活や事業の再建が確実に果たされるよう、現地調査や関係市町村等からの意見聴取、原発事故に係る民事訴訟の判決内容の精査等により、被災者の現状をしっかりと把握した上で、適時適切な「指針」の見直しを行うこと。

3 農林畜産業、商工業等の営業損害に係る賠償について

同様の損害を受けている被害者が請求の方法や時期によって賠償の対応に相違が生じることのないよう、東京電力の運用基準や個別事情に対応した事例を公表・周知するとともに、書面で理由を明示するなど被害者へのわかりやすい丁寧な説明かつ必要な賠償を徹底して行わせること。